

第29章 例外章

1. 例外章の概要

締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について規定。

2. 主要条文の概要

○ 一般的例外（第29.1条）

第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）等本協定の一部の章の規定の適用上、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第20条（一般的例外）の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、本協定に組み込まれ、本協定の一部を成すこと、並びに第10章（国境を越えるサービス貿易）等本協定の一部の章の規定の適用上、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第14条（一般的例外）(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、本協定に組み込まれ、本協定の一部を成すこと等を規定。

○ 安全保障のための例外（第29.2条）

本協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は開示を要求し、又は国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると締約国が認める措置をとることを妨げるものと解してはならない旨を規定。

○ 一時的なセーフガード措置（第29.3条）

本協定のいずれの規定も、締約国が、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等に、経常勘定取引及び資本の移動に関する資金の移転等について制限的な措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等を規定。

○ 租税に係る課税措置（第29.4条）

本条に別段の定めがある場合を除くほか、本協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと、本協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定。

○たばこ規制措置についての I S D S の適用除外（第 29. 5 条）

締約国は、たばこ規制措置に対する訴えにつき、I S D S を活用するという投資家の利益を否認することができることを規定。

○ 情報の開示（第 29. 6 条）

本協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公的若しくは民間の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報を提供し、又は開示することを要求するものと解してはならないことを規定。